

令和5年第11回教育委員会会議

令和5年8月9日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、ただいまから、令和5年第11回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○森教育総務課長 本日は、前田教育監、並びに草川指導課長が欠席をさせていただきます。なお、説明者として、伊藤指導課長補佐、ないし柴田指導課長補佐が出席をさせていただきますので、御承知おきをください。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 本日の傍聴者は1名です。

2 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、数馬委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、提案どおり決定をいたします。

3 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、協議事項1件、報告事項4件ですが、報告事項、令和4年度決算について、令和5年度8月定例月議会補正予算について、令和4年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告についての3件は、今後、市議会等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えております。委員の皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど、非公開にて審議をいたします。

(1) 協議

1 四日市市いじめ防止基本方針の改定について

○廣瀬教育長 では、協議事項、四日市市いじめ防止基本方針の改定についての説明をお願いします。

柴田指導課長補佐、お願いします。

○柴田指導課長補佐 よろしく申し上げます。指導課長補佐、柴田と申します。座って失礼します。

四日市市いじめ防止基本方針の改定について説明をさせていただきます。

関係資料103分の4ページのはじめにの下の辺りになります。今回の改定に関わって記載をさせていただきました。

三重県は、令和4年5月に取りまとめられたいじめの重大事態の対処に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、同年8月に県教委と県子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対策を反映させ、令和5年3月に三重県いじめ防止基本方針を改定しました。

本市においても、この三重県いじめ防止基本方針を参考にするとともに、本市が実施する施策を反映させ、今回の四日市市いじめ防止基本方針の改定をします。

改定した概要ですが、まず、全体として文言について、いじめは誰にでも起こり得ることから、いじめのないとか、いじめをする、しないといった表現をいじめを許さないという表現にしました。また、子どもを指す言葉を児童生徒とし、いじめられたとか、被害児童という表現をいじめを受けた児童、その相対する表現として、いじめを行った児童生徒とさせていただきました。

103分の6から103分の7ページにある基本理念を御確認ください。

内容は、三重県の方針を参考に、(1)全ての児童生徒が安全安心な生活が送れるようにすること。(2)全ての児童生徒がいじめを行わず、見逃すことがないように、いじめを許さない環境づくりを進めていくこと。(3)児童生徒がいじめ問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになること。(4)いじめの未然防止、早期発見、早期解決が図れるよう、市民全員がいじめについて正しく理解し、

関係機関が連携を深めていくこととし、簡潔に整理をさせていただきました。

次に、今からお話しする7点は、今回の方針に新規及び追加した部分となります。

1点目です。関係資料の103分の10ページを御確認ください。

真ん中より少し上、オの③の部分、SNS相談アプリの活用です。市内小学校5・6年生、中学生を対象に、タブレット端末にて、いじめに限らず、児童生徒が自身の悩みを安心して相談できる環境を整備する。

また、④いじめ予防教育の実施について、脱傍観者、SOSの出し方をテーマにした授業を実施し、いじめ予防、いじめ防止啓発を行うということを新規に記載しました。

2点目は、同ページ一番下にあります⑧スクールロイヤーの派遣です。学校が行うべき法律上適切な対応について、公正、公平な立場に立ち、児童生徒の最善の利益を目的とし、法的な見地から指導、助言を行うことや、児童生徒がいじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動を取るべきかについて、いじめ予防授業を行うことを記載しました。

3点目です。103分の8ページ、すみません、戻ってください。

メディア・リテラシー教育の推進です。(4)保護者としての④に、児童生徒がスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任を持って、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うとし、子どもにデジタル端末を持たせる場合の保護者の責任について記載をします。

また、103分の11ページになります。

カの②の中に、いじめ対策として研修の実施のこと、それから、その下、キの②にメディア・リテラシーに関わるリーフレットの作成について記載をさせていただきました。

4点目です。いじめに対する方策ということで、103分の14ページを御覧ください。

(3)いじめに対する方策のアの1行目です。原則としてその日のうちにという文言を追加し、いじめの発見、通報を受けた場合に、一部の教職員で抱え込まず、速やかに対応するというようにしました。

また、103分の15ページのオのいじめの解消要件についての2つ目の中点に、本人及びその保護者に対しという文言を追加しました。

5点目です。103分の15ページの第4章、1の(1)重大事態の意味の11行目になります。アイウエとあるその下です。ただしと後ろにあります、その後ろの部分です。一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数が30日に満たなくても、個々の

ケースに応じて、重大事態が発生したものとして迅速に調査に着手するという文言を追加しました。

6点目になります。103分の17ページ。

(7) 調査結果の提供及び報告の一番下にありますウの調査結果の公表についてです。調査結果については、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒、保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいという文章を追記させていただきます。

最後です。7点目です。戻って103分の7ページを御覧ください。

4番、いじめ防止に向けた社会の役割の(1)、これまでは主としてとなっていますが、教育委員会としてとしました。また、④いじめに対して多角的な視点からの支援や解決を図るため、市関係課と連携した取組を強化するとともに、地域や民間団体等との連携体制の構築を進めていくという文章を追記しました。

その他、若干の文言修正等がありますけれども、以上が今回の改定についてとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 ただいま本市のいじめ防止基本方針の改定についての大枠のところを説明いただきましたけれども、今回については、今の説明に対する様々な御意見をお伺いしたいなというふうに思っております。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 いろんな対策審議会の答申とか県のをまとめられたもの、基本方針を受けて、四日市市のこれまでの取り組みをより進めた形で書かれているんだなという印象を受けました。特に、ここしばらくの重大な事態に関わるようなことを受けて、それをなくしていかなければならないという辺りも盛り込んできているということで、聞きながら感じさせてもらいました。

そのなかで、少し意見といいますか、質問も含めてお話をしますと、3つの今回の関係の特徴みたいなものを挙げてらっているんですが、そのひとつでSNS相談アプリの活用があります。これは後のいじめの報告、不登校の報告の中にも詳しく挙げられているんですけども、現実的に幾らか進んできていますので、子どもたちがどんなふうに入れている、いろいろアクセスしてきている状況があるのかということと、相談について、どういうふうな対応の体制を今は取っているのかと、そして今後それをどう充実していくという

ことに関わって、体制充実ということになると思うんですけども、考えているのかという
ことを1つ、聞かせていただけたらと思います。

それから、次に、スクールロイヤーの有効活用ということを挙げられています。これは
徐々に進んでいっていると思っっているんですけど、例えば、いろんな意味での法的な相談、
プラス子どもたちへのいじめ防止の教室であるとか、されていると思うんです。以前から
弁護士の先生たちも教育に関わるということで、いろんな研修もされているとは思って
すけど、やはり教育現場にいろいろ入っていただくとなると、教育委員会との連携の中
で、教育面としてのすり合わせであるとか、よりいいものにしていくための練り上げみたい
なものというのはする方向にあるのかどうかという、その辺り、ちょっと気になっていま
し、教えてください。

そして、メディア・リテラシーに関しては、今後、いわゆる外部講師で何年か出前授業
をされているので、さきほどの報告を見せていただいたときに、それは自分たちでやっ
ていこうという方向で研修会を充実させていくという案に切り替えていくと、これは私も賛
成なんですけど、その辺りの見通しがありましたら聞かせていただきたい。

また、いじめということに特化してやることについて、生徒指導の大きな項目の1つで
全部につながると思うけど、生徒指導提要が今回の改定で随分中身が変わってきて
います。変わるというか、より詳しくというか、今に合うように改定されてきていると思
うので、これとのすり合わせみたいなものもかなり意識されているんだろうと思うんです。
その辺りの改定の編集に当たって考えられたことがあったら教えていただきたいなど。意
見というより質問的なことが多いんですけど。

○廣瀬教育長 まず3点、指導課から、SNS相談アプリの相談の現状や体制の強化の状
況、スクールロイヤーとの教育面のすり合わせ、生徒指導提要とのすり合わせ、この3点。
人権・同和教育課からは、メディア・リテラシーに関する学習の今後について、お願いし
ます。

まず、指導課からお願いします。

○柴田指導課長補佐 ありがとうございます。

まず、SNSに関わっての相談体制ということで、昨年度、令和4年度からスタンバイ
という会社でアプリを導入しました。昨年度の実績としては1,543件の相談があり
ました。これについては件数、1回の相談に対して返す、これで1件というふうに捉えて
おります。また、このアプリについては匿名をうたっております。匿名にすることによ

て、子どもたちがとても相談をしやすくなったということの反応が見られているという感じになっています。このような返しをしていくことで子どもたちもすごく相談しやすくなって、今年度に入っても、その数が昨年度と比較をすると増えているという状況であったりとか、あと、相談する時間を、子どもたちが書き込むといいますか、時間を24時間体制にすると。ただ、返答については限られた時間、一番今までの実績が多いところにさせてもらったんですけども、そのような形にして、よりニーズに合ったものにしていこうと進めさせてもらっております。

スクールロイヤーに関わっては、教職員の研修の部分で、いじめの訴えがあった場合の学校が気をつけていかなければならないことであったりとか、それから、保護者とのやり取り、保護者が強い不信感を持った際にどのように対応していくといいのかというようなことを学校の研修会として実施をしたり、あと、それぞれの学校が抱えている法的な部分に関わる相談、それから、いじめ予防授業という、その三本柱を中心に取組を進めさせてもらっております。

また、先日になるんですけども、生徒指導の担当者研修会の中で、スクールロイヤーの方から、今起こっているというか、最近多くなってきている保護者とのトラブルに対してどのような形で進めていくとよいのかというような、そのような担当者研修会でのスクールロイヤーの活用というのもさせていただきました。

あと、生徒指導提要に関わっての部分なんですけれども、今回特に生徒指導提要が求めているものの1つに、大きな特徴として発達支持的生徒指導というのがございます。何かというと、問題が起こってから対処していくというのではなくて、問題、いじめが起こる前にどうしていくのかという、そのような対応です。それについては、全教育活動、全ての学校教育活動において全ての児童・生徒を対象に行うものであるということから、取組としても、例えば、いじめ防止に関わる月間の中でのぼり旗を使って、そして、子どもたちが自主的、自発的にいじめなくしていこうというような訴えを行っていくような取組を促したりとか、そのようなことをさせていただきながら、そちらについても、今回の方針の改定についても意識をして考えさせていただいたという次第です。

以上です。

○**廣瀬教育長** では、人権・同和教育課、お願いします。

○**金原人権・同和教育課長** 失礼いたします。人権・同和教育課、金原でございます。ありがとうございます。

メディア・リテラシーと人権のなかで出前授業についての御質問で、その見通しはどうかというふうにおっしゃっていただきました。

今現在、当課が主催しております人権教育リーダー育成研修、全ての学校の半分、半数の学校から1名派遣していただきまして研修会を今やっている最中なんですけれども、その研修会で実際に各学校に入らせていただき出前授業の講師を招聘しまして、実際にメディア・リテラシーと人権の授業を受けてもらっております。当初、たくさんの先生方に各学校でやっている出前授業に参加しに来てくださいという呼びかけをしていたんですけれども、なかなか学校の授業等で参加できる状況にないということも分かってまいりましたので、実際に先生方にたくさん体験してもらおうということで、そこから、それだけじゃなく体験を通してその後の取組をどうしていくのかとか、自分の学級であれば、1時間の中にたくさんの内容を詰め込んだ出前授業もやっておりますので、この部分をもう少し丁寧にやりたいとか、そういうようなイメージを持ってもらうような今研修会を実は1週間ほど前に開催したところです。それで、半日ぐらいかけまして、三、四人のグループで授業をどういうふうに進めたらいいかなというような演習の時間を取りまして、その時間だけでは1つの授業が作り上げられることはないんですけれども、何かきっかけづくりになればということで今現在、取り組んでいる最中でございます。

○伊藤委員 自分もあんまりよく分かっていないところがあって、SNS相談アプリというのは、いわゆる「STANDBY」というのをに入れて進めているという話やったんですが、これはこういうアプリの中で完結していくというか、例えば相談のメールが届くとか、教育委員会内とかで対応として何らか体制を組んだりとか、内容によっては、これはこうだからもっとチームで相談してこうやって返していこうよとか、そういうふうな取組のような感じのイメージではないわけですか。

○柴田指導課長補佐 その「STANDBY」が契約を結ぶ相談員が今相談に応じていただいているという形です。その相談内容については我々にも届けてもらうようなシステムにして、そして、警報というか、シグナルがついて危険度が高いものがあるという部分については報告をいただくと。今のところ、今年度についてその警告が来るということはないんですけれども、そのような形で進めています。

○伊藤委員 ぜひそういう場合は迅速に対応して、子どもたちが困ることがないように何かしたいなと思うんですけど。

もう一つ、スクールロイヤーさんについてはいろんなことで指導していただいていると

ということがあると思う。教育的な視点で、教育委員会としてこうやってやっていくとよりいいよねというような、そんなふうな話合いとか相談とかの場というのはあるんですか。学校とされている場合もあるかも分かりませんが、特に教育委員会としては依頼して行く中で、また、活用を特に促進していく中で教育の視点について、弁護士さんにおいて教育的なことも当然理解されている方も多くはいらっしゃると思うんですけど、教育的にはこうやって言ったほうがいいよねというような、自分はそういうことも特に教育委員会としては話していくのも大事なかなと思ったりもするんですが。

○柴田指導課長補佐 今のところ、三重弁護士会にお願いをして、どなたの弁護士さんがやっていただくというようなところの調整はしているんですけども、さらに一步進んでということで御意見をいただいたというふうに考えさせてもらって、今後の方針に生かしていきたいなと思います。ありがとうございます。

○伊藤委員 その辺のことが現場にも理解されていくと、より活用度が高まり、また違う意味での活用方策も出てくるのではと思いますので、今のメニューでも十分、学校としては助かると思いますか、相談できるものはあるとは思いますが、さらに有効活用という意味では進めてもらいたいと思います。

○柴田指導課長補佐 その意味でも、生徒指導担当者研修会でこの時間を使うことでより身近に、担当者の方がそういえばというようなところでスクールロイヤーの活用というところも視野に入れてもらうというか、そんなことも検討してもらいます。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

○数馬委員 「STANDBY」の1,543件、匿名でということと相談はしやすく、受けた人からのアドバイスを受けることはできるけど、案件を、例えば、教諭に持っても対処はできませんよね。ただ、こういう事実があっているということと、事実というか、相談の事実があっているという、それに対処をどうして、相談としてどう答えたかということとを把握しておくということで、この場合は教育委員会としては止まっているというか、事実を理解しているということですよ。

○柴田指導課長補佐 子どもたちの相談であったりとかというのは、いろんなところに相談できるように我々も話をさせてもらっています。一番身近なところだと学校に配置しているスクールカウンセラーに相談、もっと言えば担任の先生であったりとか養護の先生だったりとかなんですけれども、そこにも相談ができない、そんな子どもたちのためにも、あえて匿名にすることで相談しやすいという、そんなような考えで導入をしております。

○数馬委員 子どもたちがそういう相談をしなければいけないようなことというのを発信できる場所がたくさんあるということはとてもいいことだと思うので、人に、誰に対してということが、助けてくださいというSOSを発信できるかどうかですごく違ってくるので、ぜひ窓口を大きく、よろしく願いますという感じですね。

それと、全体についてですけど、結構、地域と市民という言葉と、それから地域との連携という言葉が書かれていて、とても大変なことだと思うんですけど、ぜひそれは市としてという感じが出ていて、とても私としてはうれしかったです。

中に事業所のことも触れられているので、それもとてもいいことだなと思っています。だから、よく子どもSOSで入ってくださいというステッカーみたいなのを貼っているところがありますね。ああいうところがどんどん増えてくると、子どもも気持ちの問題とか、市民全体もそうですし、それから、子ども自体も守られているとか、落ち着いて登下校ができたりとかということも含めて、いじめの問題も学校の中だけでなく登下校もあるでしょうし、すごくいいことなので、地域を巻き込むということを進めていってほしいと思います。

○伊藤委員 自分もそうだと思います。市民がという表現、それから、社会全体的な、いじめをなくしていく、この感覚はこれから本当に大事になろうと思います。地域民間団体との連携ということが書かれたりとか。ただ、これはこれからの方向としてはとても大事なんだけど、これを具体的にどう進めていくかということ、ストラテジーといいますか、そういうところをしっかりとっていないとやっぱり進められないので、そこはしっかりとって検証していくとか、そういうところが大事ではないかなと思います。市全体、市他部局との連携というのも、そういう意味で、基本方針には具体的なものは、表現とか、盛り込めないかも分かりませんが、基本方針に出した限りはその辺りをどう進めるかということで見えていく必要はあるなというふうには思いました。

○豊田委員 私も、お二人の委員の方と同じですけど、1点、同じようにSNSでの相談、ちょっと教えてほしいんですけど、これって、例えば、教職員、学校に向けてこういうことの相談が多いですよという発信はあるということなんですか。それを活用するというのは、もちろん相談してきた子に相談員がお返事するので、その子は名前を言わずにできるので、子どもにとっては1つというのは理解しましたが、件数が上がってきていて、この中で、こういう相談があつて、こういう相談はちょっと深刻かなみたいな情報は、例えば、それぞれの学校とか、そういうところの先生方に、そこで起こっているかどうか分からな

いけど、四日市市内の学校の子どもたちの中でそういうことが困っていると言っている子がいるというようなこと。だから先手を打つ意味で学校が対応していく活用の方法が取れるのかなというふうに思ったんですけど、そういう情報の活用の仕方というのはどうなのかなというのが1点あります。それから、もう一点は、今、お二人の委員が言われたように、地域を巻き込んでということで大事なことだって、それは大事なことだと思うんですけど、新しい基本方針ができましたというのを、学校現場も含めてなんですけど、これを学校の先生方にはどういうふうに浸透して、地域にはどういうふうに、方法論というふうに伊藤委員は言われたんですけど、例えば、教育委員会としたら、のぼり旗を立てました、PRしました、したことはそうなんですけど、結果が変わっていなければ、あまり正直、意味がないことかなと思います。そのアウトカムをどういうふうに評価していくのかとか、そのためにこれがあるよということとか、もちろん現場の先生方はよく御存じだとは思いますが、いろいろこういう方針とかガイドラインを現場の先生方は隅々まで読んで、そのように行動できるかという、本当に大変なことかなというのも一方で思うので、それをどういうふうに、知ってもらって活用してもらえかが大切だと思うので、それはどういうふうにされていくのかなというふうに、2点、思いました。

○柴田指導課長補佐 ありがとうございます。

SNSのアプリに関わって学校に向けてということなんですけれども、今までお話しさせていただいているような匿名という部分を守っていきたいというところもございまして、相談者が学校に相談してもいいですよって、伝えてくださいであったりとか、そんなような同意が得られた場合というところについては学校に話すこともございます。あとは、先ほど言わせてもらった緊急性が高いという部分に関わってとなってきます。

あと、地域を巻き込んでというようなところなんですけれども、今回、新しい四日市市いじめ防止基本方針の改定をさせてもらったということで、こちらを学校へ下ろさせていただきます。これを受けて、各学校で学校いじめ防止基本方針、それぞれの学校でつくってもらっています。そこにはそれぞれの学校の特色であったりとかも反映してもらう形で、学校いじめ防止基本方針を作成し、地域へという部分については、それぞれの学校のホームページに掲載するように依頼をしております。そちらについて、それぞれの学校がこのような方針の下で取組を進めておりますというのを地域に向けて発信していただく、そのような流れになっています。

○豊田委員 匿名性が高いのでオープンにしないというのはもちろん、例えば、Aという

学校の子どもさんが相談してきたということぐらいが特定できるのなら、それを学校に戻すか戻さないかじゃなくて、それも全部ひっくるめて、分からないようにしてきていても、こういう相談がありましたということはオープンにしないという、そういう理解でいいですか。

○柴田指導課長補佐 はい。

○堀委員 同じくちょっともやっとするのは、いじめの芽があるわけですね。相談をされた1,543件、同じ子が重複して相談してきていることも多々あると思うので、この数が実質の件数とはまたちょっと違うとは思いますが、いじめの芽があって、誰かにちょっとでも相談したいなという、その子の話を聞くだけでこのアプリが終わっているんだとしたら、それはとてももったいないことで、例えば、アプリでチャットができるのであれば、担任の先生にこうやって話してみたらというようなアドバイスをしたりしているということですか。

○柴田指導課長補佐 そうです。

○堀委員 アプリ内では、結局、解決はできないけど、それが現実に学校で顔を合わせて相談できるような指導にアプリ内で持っていられているということですよ。

○柴田指導課長補佐 はい。

○豊田委員 全然違う話で恐縮なんですけど、例えば、カウンセリングを電話対応とかで24時間やりますというような業者さんとかがありますよね。そういう方たちも、匿名でというふうに言っているけど、例えば、それを契約している契約元には逐一報告のような感じで何件ありました、大きなカテゴリーはあるんですけど、その中でこういう相談がありましたよというふうなことで、誰がとか、それが個人か何回かとかということではなくて、どういう内容が相談で来ていますよぐらいはレポートで戻ってきたりして、そうすると、誰かは分からないけど、その中でそういうことで困っている人がいるんだなということは把握できて、そうすると、そういう困りごとがないように、どうしたらいいだろうって考える材料にできたり、それは誰がやっているという犯人探しではなくて使えるデータとしてあるかなと思っていたんですけど、匿名性保護という観点をそういうふうになるのかなというのがちょっと、それこそもやっとしたところでございます。

○廣瀬教育長 相談を受けました、いろんな事例があります、それを現状、こんな事例があるという、どこの誰とは言わないけれども、こういった状況がありますよということを共有するというのはできますかということじゃないですか。

○柴田指導課長補佐 誰というところは分からないんですけども、内容についてという、そして、どのように返しましたというようなところは業者から我々にも届くようになっていきますので、できるかなと思います。

○豊田委員 それを、例えば、市内の小中学校にこうやって来ていますよということをしていないのかなって。その情報を各学校が自分のところやと思ってするかどうかは別としてなんですけど、子どもたちは今、現在進行形でそういうことを悩んでいる子たちがいるんだということを先生方が知ることがそこでの、現場での対応の変化に使える情報じゃないのかなと思うんですけど。

○廣瀬教育長 この1,543件の内訳はまた後でも出てきますけど、全ていじめではないんですが、ほかの様々な人権上の問題も含めて、悩んでいる子がいる。それについて学校がこんなことで子どもたちが悩んでいるということを知ることが今後の子どもたちの指導、支援に有効に活用できる1つの情報じゃないかなという御提案だと思うので、そのフィードバックのやり方というのは、件数は多いですけども、象徴的なものでも例示するであるとか、そういった形で何かフィードバックできるというような形は考えていけるといいかなとは思いますが。

○豊田委員 普段、先生によく言わん子どもがここに上げている可能性があるとする、それこそ大事な情報かなと思います。それがひょっとしたら目の前のその子かも分かんと思って教員がどういったふうにするかということが変わるんじゃないかなという気がするんですけど。

○廣瀬教育長 それはまた検討いたします。

○柴田指導課長補佐 ありがとうございます。

○伊藤委員 さっきの地域連携であるとか市民へというのは、市が作った基本方針を受けて各学校でそれをつくる、そして、ホームページに載せるということだったんだけど、それは今もされているんだろうと思います。それで進んでいけるのかというところをもう少し突っ込んで、こんなふうにして地域を挙げていじめは許さないよというふうなものを醸成していけるといったところを、例えば、こんな取組をしたよという取組交流もあるでしょうし、その辺りは少しまた検討を加えて進めていただけたらなと思います。

○廣瀬教育長 それについて、103分の13のいじめ防止等のために学校が実施する施策の中のいじめ基本方針の(1)で、基本方針を策定するに当たっては、学校として、保護者や地域の参画を得ながら、前回の改定の際にここまでもっていきました。コミュニ

ティスクールで検討するという事はマストなんだろうなというのと、あと1の(2)に「児童生徒とともに」という、主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、ここは子どもの権利、こども基本法の制定で、ここは絶対やらないかん、この2つはやらないかんというのを学校にもインフォメーションして行って、子どもや地域を巻き込んでというか、子どもは当事者なので、地域を巻き込むという形はここで担保していきたいなというふうには今読み取りましたが、いかがですか。

○柴田指導課長補佐 ありがとうございます。今、言っていただいたとおりにかなというふうに思っていますので、今後もまた機会を見つけて参加させていただきながら、進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○豊田委員 本当に、子どもたちがこういうもので大人が自分たちを守ってくれていると思うことが大事かなと思うと、子どもに分かる文言に変えてほしいと思います。子ども版というのでもいいと思うんですけど、子どもを交えて考えるときに、学校の先生や親や地域の人たちがいじめってあかんのやって、だから、こういうふう考えていろいろしているよということを子ども自身が分かって、子どももこの方針の実行者の一人としてなるというのだと、この文言ではすごく難しい文言なので、そういうのがあってもいいのかなと思います。子ども自身が行動を起こせるようになったり、それをしたらあかんよとか、先生に言ってみるとかというようなことが一言残せるようなものみたいな、それもどうのかなというふうに。自分らの言った言葉がちゃんとここに反映されておるといふのがあると、子どもたちも自分たちのものって思えるかなと。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

○堀委員 コミュニティスクールがもっともっと活用できる余地があると思うんですけど、それに関してあまり深掘りされていない、仕組みづくりを推進するという文言にとどまっています、もっとこんな例があるよとかがCSにもっと風が入るというか、こんなこともできるんじゃないの、こんなこともできるんじゃないのという提案というのはできると思うんです。

今、私の関わっている地域では、南中学校でいじめ防止のピンクシャツをやっているんですけど、それをCSも巻き込み、社協も巻き込みながら、実際に動き出したところです。その例とは限らないんですけど、結局、最終的に子どもたちに保護者や地域が君たちのささいな傷ついた心とかも気になって見守ろうとしているという姿勢、地域の見守る目というのが子どもたちにちゃんと示しているかどうかというところまでCSを活用して子ども

たちに還元したいというか、伝えていけたらいいなと思うので、今後できればもうちょっと掘り下げたいかなというふうに思います。

○数馬委員 今のお話と、御意見とほぼ同じようなことなんですけど、先ほど来から各学校のホームページでという、知らせるための手段としてありますけど、各学校のホームページだけでは地域の学校に関係を持っていない人たち、多くの市民に知らせる方法というのがちょっと弱いと思うんですね。まず、学校のホームページって、その学校に行っている関係者しか普通は開かないと思うので、四日市市民を巻き込むというか、知らせるためには、もっと広報の方法を考えないといけないのではないかというふうに思います。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

この方針については、地方自治体が作成する努力義務があるという形で進めていますので、もう一度、主体者をはっきり、「市は」とか、「教育委員会は」とか、「学校は」という主語をもうちょっと明らかにしながら整理をして、先ほどいただきました具体的な、方針もどこまでブレークダウンするかというところも今いろいろ御意見をいただいたんですけど、方針、それから、具体的な今後の展開ということも見据えながら、もう一度整理をさせていただければなと思います。本日いただきました御意見を参考にしながら、もう一度整理をして、提案等については、まだ市議会等が入ってきますので、文書で報告、またはまた文書で御意見ということにもなるかと思えますけれども、そんな形で本日まとめていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

(2) 報告

1 委任事務の報告（令和4年度中に教育委員会が行った行政処分について）

○廣瀬教育長 それでは、報告事項の委任事務の報告（令和4年度中に教育委員会が行った行政処分について）の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

○森教育総務課長 教育総務課、森でございます。よろしく願いいたします。

資料は103分の19ページでございます。どうぞ御覧ください。よろしいでしょうか。

こちら、委任事務の報告（令和4年度中に教育委員会が行った行政処分について）というタイトルがつけてございます。本文自体を、4行ですが読ませていただきます。四日市市教育委員会事務委任規則、第4条第1項第3号の規定に基づき、報告を要する令和4年

度中に教育委員会が行った行政処分のうち重要なものについて該当がないことを御報告いたしますとございます。結論からいうとこうなんです、補足の説明を改めてさせていただきます。

四日市市教育委員会事務委任規則の第1条に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、四日市市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することについて必要な事項を定めるとございます。

そこで、この抜粋の四角囲みのところですが、第4条の内容は、委任事務の報告としてありまして、教育長は、次に掲げる委任された事務または臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を年1回以上委員会に報告しなければならないとあります。

第1号ですが、教育委員会の所管する主要施策の成果、これは後ほど、決算報告の形で御報告をさせていただきます。

第2号、教育行政に関する計画の重点目標の達成状況、これにつきましては、かねてより点検評価の報告書であるとか、学校教育白書で別途、改めて御報告をさせていただいておるところでございます。

第3号、教育委員会が行った行政処分のうち重要なもの、これについてですが、該当がないということですが、もうちょっと具体的にどうかといいますと、教育委員会が行った行政処分、すなわち権限の行使とも言えると思うんですが、例えば、学区の指定があるとか、行政財産、学校の目的外使用許可とか、そういったことが具体的でございます。そういったことを教育委員会は日常的に許可したり、指定をしたりということをやっておるんですが、そのような中で重要なものというのは果たしてどういうものかと言いますと、例えば、通学区、区域について定めたところを通知したところ、保護者ないしは児童からこれは不服ですと、別のところに行きたいですみたいなことがあるとします。そういった区域の指定とかという行政処分についての不服申立てという制度があったりするんですけども、そういったことがあったこと、例えば、そういったことを重要なものと私どもは捉えておりますが、そういった不服の申立て、ないしは不服申立てに対するさらなる許可、処分であるとか、そういったことが令和4年度中にはございませんでしたというような事柄でございます。

以上、端的な説明ですが、結果としては重要な報告はないということ、そういったことをお伝えしたと、このような内容でございます。私からの説明は以上でございます。

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。

2 令和4年度決算について

○廣瀬教育長 それでは、これより先はさきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方は退室をお願いいたします。